

7. 以上控費は毎月廿分定期に之を支拂う事とし

一 毎月廿五日より控費の娘大相違申す迄向て支拂はれ
ル事。

和之案、

現在控費申す運轉子より未決費ノ者に對しては昭和二十五年十月
迄に全部控費上支拂はらる。

和之案、

車輛控費其他ノ控費を以て定款とし其額を昭和二十五年
控費上より、

伊田案、

今北側より運轉子ノ解費を以て折合つ即時手取金としてノ
控費額ノ三ヶ月より支拂はらる事。

解決条件、

1. 日佐新車ノ月佐新車に改定。

2. 月佐新車低額に十日トス。

3. 現在控費申す運轉子より未決費ノ者に對しては昭和二十五年
十月迄に全部控費上支拂はらる。

4. 其他各控費申す者より更に運轉子全隊に於て協働
スル事。

5. 条件に當り控費に減額者を出せしむ。

伊田案の功、

和之案、 伊田案一紙、

伊田案、 控費申すは既極限に達し控費額、

控費額、 男 二十八名、 女 一名、

伊田案の功、 男 八名、